

6月24日(日)は、五所川原市長選挙投票日です

問…選挙管理委員会事務局 内線2843

投票日当日における投票日時等について

6月24日(日) 7:00～20:00

*投票日当日における投票所は、6月18日(月)以降に配布される投票所入場券にてご確認ください。

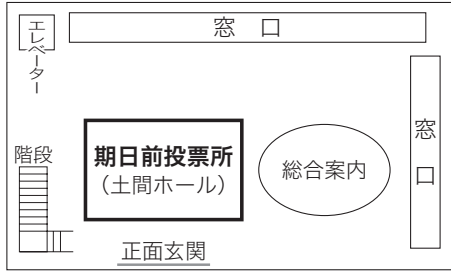
期日前投票における投票日時等について

期日前投票期間：6月18日(月)～6月23日(土)

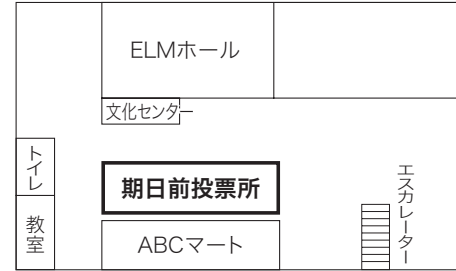
*期日前投票とは投票日に仕事・レジャーなどで投票所へ行けない見込みのある方が、あらかじめ期日前投票所で投票を行う制度です。

期 日 前 投 票 所	投 票 日 時
第1期日前投票所	五所川原市役所1階土間ホール 6月18日～6月23日 8:30～20:00
第2期日前投票所	金木総合支所1階市民ホール 6月18日～6月23日 8:30～20:00
第3期日前投票所	市浦総合支所青森あすなるホール市浦 6月18日～6月23日 8:30～20:00
第4期日前投票所	ELM2階文化センター前通路 6月18日～6月23日 10:00～20:00

第1期日前投票所(市役所1階土間ホール)



第4期日前投票所(ELM2階文化センター前通路)



*入場券が届かなかつたり紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に記載され選挙権を有している方であれば投票することができますので、係員に申し出てください。

日 程……6月17日(日) 告示日

6月18日(月) 期日前投票および不在者投票開始

6月20日(水) 郵便等投票請求期限

6月23日(土) 期日前投票および不在者投票終了

6月24日(日) 投票日・開票日



選挙権を有している方(投票できる方)…平成12年6月25日以前に生まれた方で、平成30年3月16日以前に当市へ転入届をされている方または住民票が作成されている方。

投票所…転居(五所川原市内から五所川原市内へ引っ越し)した方は、投票所が次のとおりとなります。

6月8日(金)以前に、転居の届出をした方 → 新しい住所における投票所

6月9日(土)以降に、転居の届出をした方 → 届出前の住所における投票所

開票時間…21:20～(参観人の方は30分前から入場できます)

開票場所…市民体育館

▷選挙公報…立候補者の経歴、政見や政策などを掲載した選挙公報を投票日前に各世帯へ配布します。

また、市役所、各総合支所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

▷不在者投票

他市町村での投票

投票日当日に仕事や旅行などで五所川原市の投票所へ行けない見込みの方は、あらかじめ他の市町村で不在者投票を行うことができます。

滞在先へ投票用紙を送付する日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会へご請求ください。

病院、施設等での投票

都道府県の指定を受けている病院、老人ホーム等へ入院中、入所中の方は、病院、老人ホーム等で投票することができますので、施設の担当者へ申し出てください。

郵便等による投票

市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書をお持ちの方は、自宅等で投票することができます。また、郵便等投票証明書をお持ちでない方でも次の条件に該当する方は、郵便等による投票をすることができますので、早めに市選挙管理委員会へご連絡ください。

郵便等による投票をすることができる対象者

身体障害者手帳を所持している方	身体障害者手帳1級、2級	両下肢、体幹、移動機能障害
	身体障害者手帳1級、3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害
	身体障害者手帳1級～3級	免疫、肝臓機能障害
*障害の程度が同等で、県知事が書面により証明した方も対象になります。		
戦傷病者手帳を所持している方	恩給法の特別項症から第2項症	両下肢、体幹機能障害
	恩給法の特別項症から第3項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能障害
	*障害の程度が同等で、県知事が書面により証明した方も対象になります。	
介護保険法上の要介護者	介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方	

▷投票所の変更について

以下のとおり投票所が変更となりましたので、投票の際はお間違えのないようお願いいたします。

*投票所は入場券に記載していますので、ご確認の上お越しください。

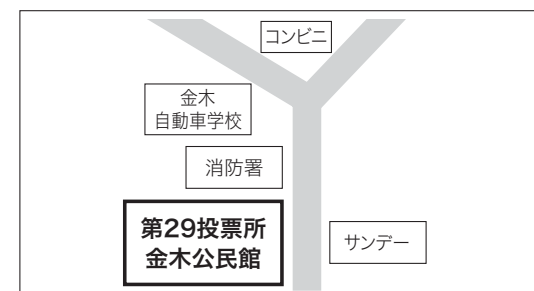
投票区	旧投票所	新投票所	投票区域
第13投票区	松島コミュニティセンター	市立松島小学校体育館	大字米田、大字漆川字玉椿、大字金山、大字唐笠柳(ただし第15投票区を除く)、大字水野尾、大字一野坪(字坪実90番地～91番地、字狐崎、字朝日田77番地～78番地、字朝日田崎123番地)
第29投票区	金木商工会館	金木公民館1階会議室	金木町(朝日山、芦野(ただし第34投票区を除く)、浮洲、沢部(ただし第31投票区を除く)、菅原、玉水)、嘉瀬(萩元244番地1)、喜良市(富田123番地4)
第37投票区	金木高等学校市浦分校	もや会館	脇元、磯松

第13投票所 松島小学校

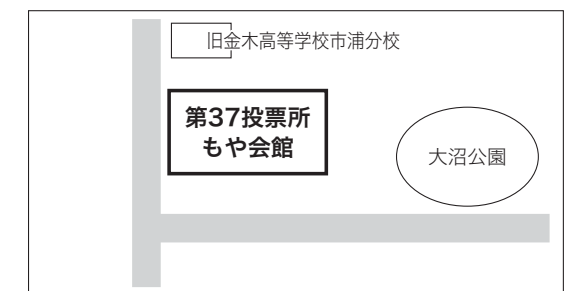


*松島小学校に車でお越しの方は、グラウンドには乗り入れないようにお願いします。体育館近辺の駐車場スペースへ駐車ください。

第29投票所 金木公民館



第37投票所 もや会館



投票所の統廃合について

施設の老朽化により、第21投票所市立松野木小学校が廃止となり、第20投票所コミュニティセンター長橋に統合します。

これまで松野木小学校で投票していた方は第20投票所コミュニティセンター長橋で投票することとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。

